

生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この消費生活協同組合連合会（以下「会」という。）は、協同互助の精神に基づき、会員の事業の強化発展を図り、会員を構成する組合員の生活の文化的経済的向上に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合という。

(事業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)会員の事業に必要な物資を購入し、これに加工し若しくは加工しないで、又は生産して会員に供給する事業
- (2)会員の事業を補完し、会員の組合員からの注文の媒介及び会員の組合員へのサービスの提供を行う事業
- (3)会員に対する指導、連絡及び調整に関する事業
- (4)会員及びこの会の役職員のこの会の事業に関する知識の向上を図る事業
- (5)前各号の事業に附帯する事業

(区域)

第4条 この会の区域は、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県の地域とする。

(事務所の所在地)

第5条 この会は、事務所を宮城県仙台市泉区に置く。

第2章 会員及び出資金

(会員の資格)

第6条 この会の会員はこの会の区域内に主たる事務所を有する次の団体とする。

- (1)消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (2)他の法律により設立された協同組織体で、消費生活協同組合法第2条第1項に掲げる要件を備え、かつ、この会の事業を利用することが適当と認められるもの。

(加入の申込み)

第7条 前条第1号に規定する者が、会員になろうとするときは、この会の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数を記載し、次に掲げる書類を添付してこの会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(1)定款

(2)登記簿謄本

(3)加入について議決した総（代）会又は理事会議事録謄本

(4)役員の住所及び氏名

(5)その他この会が必要と認めた書類

2 この会は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この会は、前条第1号に規定する者の加入について、現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この会が第1項の申込みを受理し、出資の払込みを完了した後、会員となる。

5 この会は、会員となった者について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2号に規定する者は、会員となろうとするときは、この会の定める加入承認申請書に引き受けようとする出資口数を明らかにし、次に掲げる書類を添付してこの会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(1)定款

(2)登記簿謄本

(3)加入について議決した総（代）会又は理事会議事録謄本

(4)役員の住所及び氏名

(5)その他この会が必要と認めた書類

2 この会は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに会員となる。

5 この会は、会員となった者について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 会員は、会員たる資格を喪失したとき、又はその名称、主たる事務所の所在地、定款若しくは代表者を変更したときは、速やかにその旨をこの会に届けなければならない。

(自由脱退)

第10条 会員は、事業年度の末日の90日前までにこの会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第 11 条 会員は次の事由によって脱退する。

- (1)会員たる資格の喪失
- (2)解散
- (3)除名

(除名)

第 12 条 この会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって、除名することができる。

- (1)1 年間この会の事業を利用しないとき。
 - (2)供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催促を受けてもその義務を履行しないとき。
 - (3)3 箇月間分担金を納入せず、かつ、分担金納入の猶予を求める申請書を提出しないとき。
 - (4)この会の決定に従わないとき。
 - (5)この会の事業を妨げ、又は法令又はこの会の定款若しくは規約に違反し、この会の信用を失わせる行為をしたとき。
- 2 前項の場合において、この会は、総会の会日の 5 日前までに、除名しようとする会員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 この会は、除名の議決があったときは、除名された会員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退会員の払戻し請求権)

第 13 条 脱退した会員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの会に請求することができる。

- (1)第 10 条の規定による脱退又は第 11 条第 1 号若しくは第 2 号の事由による脱退の場合は、その払込済み出資額に相当する額。
 - (2)第 11 条第 3 号の事由による脱退の場合は、その払込済み出資額の 2 分の 1 に相当する額。
- 2 この会は、脱退した会員がこの会に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この会は、事業年度の終わりに当たり、この会の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第 1 項の払戻しは行わない。

(出資)

第 14 条 会員は、出資 1 口以上を有しなければならない。

- 2 1 会員の有することのできる出資口数の限度は、会員の総出資口数の 3 分の 1 とする
- 3 会員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの会に対抗することができない。
- 4 会員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資 1 口の金額及びその払込み方法)

第 15 条 出資 1 口の金額は、金 1,000,000 円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第 16 条 会員は、この会の定める方法により出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第 17 条 会員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の 90 日前までに減少しようとする出資口数をこの会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 会員は、その出資口数が第 14 条第 2 項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した会員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの会に請求することができる。

4 第 13 条第 3 項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

(会費及び分担金)

第 18 条 この会は、この会の事業に必要な経費に充てるため、会員に会費及び分担金を賦課するものとする。

2 会員は、前項の会費及び分担金の支払について、相殺をもってこの会に対抗することができない。

3 第 1 項の会費及び分担金の額、支払方法等については、会員規約及び規則で定める。

第 3 章 役職員

(役員)

第 19 条 この会に、次の役員を置く。

(1)理事 27 人以上 32 人以内

(2)監事 3 人以上 6 人以内

(役員を選任)

第 20 条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総会において選任する。

2 理事は、会員の役員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の 3 分の 1 以内の者を、会員の役員以外の者のうちから選任することができる。

3 監事のうち 1 人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。また、監事の互選をもって常勤監事を定めるものとする。

(1)この会の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。

(2)その就任の前 5 年間この会の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役員若しくは使用人でなかったこと。

(3)この会の理事又は重要な使用人の配偶者または二親等内の親族以外の者であること。

4 理事は、監事を選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員の補充)

第 21 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより 3 箇月以内に補充しなければならない。

(役員の任期)

第 22 条 理事の任期は 1 年、監事の任期は 1 年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総会の終了のときと異なるときは、第 1 項の規定にかかわらず、その総会の終了するときまでとする。
- 4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において役員の数その定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員の兼職禁止)

第 23 条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1) この会の理事又は使用人
- (2) この会の子会社等（子会社、子法人等及び関連法人等）の取締役又は使用人

(役員の責任)

第 24 条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約ならびに総会の決議を遵守し、この会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員は、その任務を怠ったときは、会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 4 第 2 項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第 2 項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総会の決議によって免除することができる。
- 6 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
 - (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
 - (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
- 7 理事は、第 2 項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 8 第 5 項の決議があった場合において、会が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。
- 9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。
ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第 31 条の 9 第 1 項及び第 2 項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が会又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第 25 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1)理事が自己又は第三者のためにこの会と取引をしようとするとき。

(2)この会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3)理事が自己又は第三者のために会の事業の部類に属する取引を行うとき。

2 第 1 項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の解任)

第 26 条 代議員は、総代議員の 5 分の 1 以上の連署をもって、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの会に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の 10 日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第 1 項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から 20 日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又は理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(役員の報酬)

第 27 条 理事及び監事に対する報酬は、総会の議決をもって定める。この場合において、総会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

- 2 監事は、総会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
- 3 第1項の報酬の算定方式については、規則をもって定める。

(代表理事)

- 第28条 理事会は、理事の中からこの会を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。
- 2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、副理事長、専務理事、常務理事)

- 第29条 理事は、理事長1人、専務理事若干名を理事会において互選する。必要に応じて副理事長及び常務理事若干名を互選することができる。
- 2 理事長は、理事会の決定に従ってこの会の業務を統括する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐してこの会の業務を執行し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。
 - 4 専務理事は、理事長を補佐してこの会の業務を執行し、理事長及び副理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。
 - 5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐してこの会の業務の執行を分担し、理事長、副理事長、専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。
 - 6 理事は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事のすべてに事故があるときは、あらかじめ理事会で定められた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

- 第30条 理事会は、理事をもって組織する。
- 2 理事会は、この会の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - 5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
 - 6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続き)

- 第31条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第 32 条 この定款に特別に定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1)この会の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2)総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3)この会の財産及び業務の執行のための手続きその他この会の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4)取引金融機関の決定
- (5)前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第 33 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第 35 条 この会は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

- (1)定款
 - (2)規約
 - (3)理事会の議事録
 - (4)総会の議事録
 - (5)貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）
- 2 この会は、法令に定める事項を記載した会員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。
 - 3 この会は、会員又は会員の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得た組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 36 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 8 第 30 条第 5 項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 9 監事は、総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 11 理事長は、前項の者に対し、同項の総会を招集する旨並びに総会の日時及び場所を通知しなければならない。
- 12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

- 第 37 条 理事は、この会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

- 第 38 条 監事は、理事がこの会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

- 第 39 条 第 28 条第 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの会を代表する。
- (1)この会が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、また、理事等が会に対して訴えを提起する場合
- (2)この会が、6 箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えの提起

の請求を受ける場合

(3)この会が、6箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

(4)この会が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する会員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(会員による理事の不正行為等の差止め)

第 40 条 6 箇月前から引き続き加入する会員は、理事が会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって会に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(会員の調査請求)

第 41 条 会員は、他の 1 会員以上の同意を得て、監事に対し、会の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第 42 条 この会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この会の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第 43 条 この会の職員は、理事長が任免する。

2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 総会

(総会)

第 44 条 この会に、この会の最高の意思を決定する機関として、総会を置く。

(通常総会の招集)

第 45 条 通常総会は、毎事業年度終了の日から 3 箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第 46 条 臨時総会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし会員がその 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から 20 日以内に、臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

(総会の招集者)

第 47 条 総会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいなく、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続き)

第 48 条 総会の招集者が総会を招集する場合には、総会の日時及び場所その他法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の議決によらなければならない。

3 前条第 2 項の規定により監事が総会を招集する場合には、第 1 項の事項の決定は、監事の全員の合議により決定しなければならない。

4 総会を招集するには、総会の招集者は、その総会の会日の 10 日前までに、会員に対して第 1 項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。

5 通常総会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、会員に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告（監査報告を含む。）書を提供しなければならない。

(総会提出議案・書類の調査)

第 49 条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(総会の会日の延期又は続行の決議)

第 50 条 総会の会日は、総会の決議により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第 48 条各項の規定は適用しない。

(総会の議決事項)

第 51 条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

(1)定款の変更

(2)規約の設定、変更及び廃止

(3)解散及び合併

(4)毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

(5)出資 1 口の金額の減少

(6)事業報告書及び決算関係書類

(7)連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 この会は、第 3 条各号に掲げる事業を行うため必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3 総会においては、第 48 条第 4 項の規定によって、あらかじめ通知した事項についてのみ議

決するものとする。ただし、この定款により総会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りではない。

- 4 規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総会の議決を経ることを要しないものとするができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の会員に対する通知、公告その他の周知の方法は第80条及び第81条による。

(1)関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理

（代議員の資格）

第52条 総会の代議員は、会員生協の役職員でなければならない。

2 代議員が役員に就任した場合、代議員を辞任しなければならない。

3 代議員の辞任により、代議員数が定款に定める数を下回った場合には、速やかに代議員を補充選任しなければならない。

（代議員定数）

第53条 各会員を代表する代議員の数は、総会運営規約において定めるものとし、その総数は45人以上55人以内とする。

2 その他代議員に関し必要な事項は、総会運営規約において定める。

（代議員の任期）

第54条 代議員の任期は1年間とする。

2 補欠代議員の任期は、前項の規程に関わらず、前任者の残任期間とする。

3 代議員は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

（総会の成立要件）

第55条 総会は、代議員の半数が出席しなければ議事を開き議決をすることができない。

2 前項に規定する数の代議員の出席がないときは、理事会は、その総会の会日から20日以内にさらに総会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

（役員の説明義務）

第56条 役員は、総会において、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)会員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合

(2)その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合

(3)会員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該会員が総会の日より相当の期間前に当該事項を会に対して通知した場合又は

当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。

(4) 会員が説明を求めた事項について説明をすることにより会その他の者（当該会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(5) 会員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（議決権）

第 57 条 会員の代議員は各 1 個の議決権を有する。

（総会の議決方法）

第 58 条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会の議長は、総会において、出席した代議員のうちから、そのつど選任する。

3 議長は、会員の代議員として議決に加わる権利を有しない。

4 総会において議決する場合には、議長は、その議決に関して出席した代議員の数に算入しない。

（総会の特別議決方法）

第 59 条 次の事項は、出席した代議員の 3 分の 2 以上の多数で決しなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業の全部の譲渡

(5) 第 24 条第 5 項の規定による役員の責任の免除

（議決権の書面又は代理人による行使）

第 60 条 会員は、第 48 条第 4 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行なうことができる。ただし、当該会員の代議員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権を行う者は、出席者とみなす。

3 第 1 項の規定により書面をもって議決権を行う者は、第 48 条第 4 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を書面に明示して第 62 条及び第 20 条第 1 項の規定による規約の定めるところにより、この会に提出しなければならない。

4 代理人は、3 人以上の代議員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの会に提出しなければならない。

（総会の議事録）

第 61 条 総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理

事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(総会運営規約)

第 62 条 この定款に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、総会運営規約で定める。

第 5 章 事業の執行

(事業の利用)

第 63 条 この会は、会員が第 3 条各号に掲げる事業を利用することについて、あらかじめ規約又は細則でその方法について定めることができる。

(事業の内容等)

第 64 条 第 3 条第 1 号に規定する事業の内容は、商品の企画・開発、加工・製造、仕入れ、検査及びカタログの作成並びにこれらに類するものとする。なお、事業の品目としては、食料品、衣料品、酒、煙草、医薬品及びその他の会員の事業に必要な物資とする。

2 第 3 条第 2 号に規定する事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1)酒類について会員の組合員からの電話注文を媒介する事業

(2)酒類以外の商品について会員の組合員からの電話注文を媒介する事業及び商品納品、サービスの提供などを会員からの要請によって代行する事業ならびにこれらに類するものなど、会員事業を補完する事業

3 第 3 条第 3 号に規定する事業の内容は、会員及び会員とこの会が連携して行う事業や諸活動が適切に行われることに関し、必要な指導、連絡及び調整を行う事業とする。

4 第 3 条第 4 号に規定する事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1)この会の事業に直接関連する情報、資料の提供

(2)この会の事業に直接関連する研修会、講演会の開催

5 第 3 条第 5 号に規定する事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1)電算システムの開発及びデータの処理

(2)店舗の建物・施設の設計・施工監理、資材・設備の仕入れ及び調達、物件の開発、立地の調査並びにその他これらに類するもの

(3)倉庫を設置し、寄託を受けた物品の保管を行うこと

6 前各項に掲げる事業は、会員から受託することができるものとする。

第 6 章 会計

(事業年度)

第 65 条 この会の事業年度は、毎年 3 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとする。

(財務処理)

第 66 条 この会は、法令及びこの会の経理に関する規則の定めるところにより、この会の財務の処理を行い、決算関係書類及び事業報告書並びにその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第 67 条 この会は、この会が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第 68 条 この会は、出資総額の 2 分の 1 に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金がある場合は、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のでん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のでん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第 69 条 この会は、毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第 3 条第 4 号の事業の費用に充てるため支出するものとする。なお、全部又は一部を会員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第 1 項ただし書きの規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第 70 条 この会は、剰余金について、会員によるこの会の事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて会員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第 71 条 この会の事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下、「利用分量割戻し」という。)

は、毎事業年度の剰余金について繰越欠損金をでん補し、第 68 条第 1 項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第 69 条第 1 項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

2 利用分量割戻しは、各事業年度における会員の会の事業の種類別ごとの利用分量に応じて行う。

3 この会は、この会の事業を利用する会員に対し、この会の事業の利用の都度、利用した事業の種類別ごとの分量を証する証票を交付するものとする。

4 この会は、会員が利用したこの会の事業の種類別ごとの利用分量の総額がこの会のその事業総額の 5 割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。

5 この会は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額についての総会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻しを行う事業の種類、利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を会員に公告するものとする。

6 この会は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割

戻金として積み立てるものとする。

- 7 会員は、第 5 項の公告に基づき利用分量割戻金をこの会に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総会の終了の日から 6 か月を経過する日までに第 3 項の規定により交付を受けた証票を提出してこれをしなければならない。
- 8 この会は、前項の請求があったときは、第 6 項の規定により利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、会員ごとに前項の規定により提出された領収書によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。
- 9 この会は、各会員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第 7 項の規定にかかわらず、会員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 10 この会が、前 2 項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この会の責めに帰すべき事由以外の事由により第 8 項に定める期間内に支払を行うことができなかったときは、当該会員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
- 11 この会は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第 8 項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

- 第 72 条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。
- 2 出資配当は、各事業年度の終わりににおける会員の払込済出資額に応じて行う。
 - 3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年 1 割以内の額とする。
 - 4 この会は、出資配当を行うこと及びその出資配当金の額についての総会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を会員に公告するものとする。
 - 5 会員は、前項の公告に基づき出資配当金額をこの会に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総会の終了の日から 6 か月を経過する日までにこれをしなければならない。
 - 6 この会は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
 - 7 この会は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第 5 項の規定にかかわらず、会員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
 - 8 この会が、前 2 項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この会の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第 4 項に定める総会の終了の日から 2 年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該会員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第 73 条 前 2 条の規定による割戻金の額を計算する場合において、会員ごとの割戻金の額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第 74 条 この会は、剰余金について、第 70 条の規定により会員への割戻しを行った後になお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第 75 条 この会は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機的取引等の禁止)

第 76 条 この会は、いかなる名義をもってするを問わず、この会の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(会員に対する情報開示)

第 77 条 この会は、この会が定める規則により、会員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第 7 章 解散

(解散)

第 78 条 この会は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

(1) 目的たる事業の成功の不能

(2) 合併

(3) 破産手続き開始の決定

(4) 行政庁の解散命令

2 この会は前項の事由によるほか、会員（第 6 条第 2 号の規定による会員を除く。）が 2 未満になったときは、解散する。

3 理事は、この会が解散（破産による場合は除く。）したときは、遅滞なく会員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第 79 条 この会が解散（合併又は破産による場合は除く。）した場合の残余財産（解散の時ににおけるこの会の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて会員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第 8 章 雑則

(公告の方法)

第 80 条 この会の公告は、以下の全ての方法で行う。

(1)事務所の店頭に掲示する方法

(2)電子公告による方法

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

(会の会員に対する通知及び催告)

第 81 条 この会が、会員に対してする通知及び催告は、会員名簿に記載し、又は記録したその会員の住所に、その会員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの会に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この会は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常会員に到達すべきときに会員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第 82 条 この定款及び規約に定めるもののほか、この会の財産及び業務の執行のための手続、その他この会の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この定款は、平成 7 年 5 月 12 日から施行する。

附則（第 1 次改正）

1 この定款は、平成 7 年 6 月 22 日から施行する。

附則（第 2 次改正）

1 この定款は、平成 12 年 6 月 7 日から施行する。

1 この定款は、平成 14 年 1 月 22 日から施行する。

1 この定款は、平成 14 年 6 月 26 日から施行する。

1 この定款は、平成 16 年 7 月 30 日から施行する。

(第 4 条 区域の変更)

1 この定款は、平成 20 年 5 月 15 日から施行する。

(事業種目の変更)

附則（第 3 次改正）

1 この定款は、平成 20 年 6 月 4 日から施行する。

(生協法及び模範定款例改正による全面改正)

1 この定款は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

(第 29 条に常務理事を新設)

- 1 この定款は、平成 25 年 6 月 26 日から施行する。
(事業及び事業内容の変更・新設、代議員の任期の新設など)
- 1 この定款は、平成 26 年 3 月 27 日から施行する。
(常任理事の廃止、事業内容の変更など)
- 1 この定款は、平成 26 年 6 月 30 日から施行する。
(第 43 条第 2 項 定数の削除)
- 1 この定款は、平成 27 年 6 月 17 日から施行する。
(第 19 条第 1 号 理事数の変更)
- 1 この定款は、平成 28 年 6 月 29 日から施行する。
(第 52 条 代議員の資格を新設、第 52 条以降を条下げ)
- 1 この定款は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。
(第 20 条、第 47 条、第 51 条、第 60 条、第 69 条、第 71 条、第 74 条の変更)
- 1 この定款は、令和元年 6 月 27 日から施行する。
(第 20 条第 3 項 常勤監事及び員外監事の新設)
- 1 この定款は、令和 3 年 6 月 14 日から施行する。
(第 22 条役員の任期、第 24 条役員の責任の変更)

以上、原本に相違ありません。

生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合
代表理事 理事長 大越 健治